

(公印省略)  
建企第174-37号  
令和3年1月22日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太  
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年1月21日（木）に開催しました、第35回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく県内の警戒度「4」を継続し、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1月23日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回(1月14日(木)以降)要請からの変更点－

○不要不急の外出自粛要請の期間の延長（～2/8）

・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛してください。

特に次の外出については極力控えてください。

11都府県(栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県)への往来  
夜間(午後8時以降)の外出

○事業者に対する営業時間短縮要請(期間の延長)

対象市町村:前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種:接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可(食品衛生法)を受けている店舗の事業者を対象

要請内容:午後8時から午前5時の間の営業自粛要請(酒類の提供は午後7時まで)

要請期間:令和3年1月26日(火)から令和3年2月8日(月)

※上記以外の要請内容には、変更ありません

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1月23日（土）以降）を御確認ください。

担 当：建設企画課 建設業係 小淵
技術調査係 石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531
F A X：027-224-1426